

概要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、昭和〇年から平成〇年までの通算約 26 年間にわたり、石材製造事業場の石工として粉じん作業に従事していたが、平成〇年〇月に、じん肺管理区分「3イ、PR2、合併症続発性気管支炎、要療養」の決定を受け、療養していたところ、平成〇年〇月〇日死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

病理検査結果がないため、総合判断で死亡原因とじん肺との因果関係がないとのことであるが、病院の主治医からは、じん肺のため原発の肺癌に対し、手術も抗がん治療もできないと言われたことから、監督署長が行った不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

主治医作成の死亡診断書には、直接死因は「肺癌」、その原因として「じん肺」が挙げられているが、地方労災医員は、死亡原因は「癌性リンパ管炎」であり、じん肺に合併した原発性肺癌の確定診断がなされていないこと、また、胃悪性リンパ腫の再発の関与も否定できないことから、じん肺との因果関係があるとはいえないと述べている。

被災者に発症した肺癌については、じん肺に合併した原発性肺癌として確定診断を行うための医証が不足しており、死亡する 1 か月前には、左全肺野に原発不明の癌性リンパ管炎の所見が認められることから、死亡原因は、じん肺以外の疾患である癌性リンパ管炎に起因しているものである。

よって、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係は認められない。

4 審査官の判断

- (1) 各医師の所見から、被災者の死亡原因は肺癌と認められる。
- (2) 主治医の紹介により治療を行った〇病院医師は、死亡原因について、気管支炎検査における細胞診から、「原発性肺癌」であり、胃悪性リンパ腫の再発ではない旨、述べている。
- (3) 一方、地方労災医員は、死亡原因は「癌性リンパ管炎」であり、じん肺との因果関係はあるとはいえないと意見を述べている。

(4) 鑑定医は、悪性リンパ腫の肺転移は、組織学的にも臨床上も矛盾する所見であるとし、被災者が発症した肺がんは原発性であり、さらに肺がんがじん肺の合併症と認められている以上、因果関係を否定することはできないとの意見を述べている。

以上のとおり、治療を担当した医師が、病理診断により原発性であるとしており、地方労

災医員が指摘した胃悪性リンパ腫の再発からの転移の可能性については、他の複数の医師が、医学的な観点から否定しているものである。

(5) 以上から、本件は、じん肺管理区分2以上の決定を受けた者に併発した原発性肺がんにより死亡したものであり、業務上の疾病により死亡したものと認められる。

したがって、被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認められることから、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。